日医発第 1616 号（健Ⅱ）
令和 8 年 11 月 19 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹　本　洋　一

麻しん患者発生時の疫学調査や検査結果の共有等についての協力依頼

今般、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課及び予防接種課より各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会宛にも周知方依頼がございました。

本事務連絡は、都道府県に対し、管内の保健所及び医療機関等や海外渡航者に対し、注意喚起を行っていただくとともに、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号。以下「特定感染症予防指針」という。）に基づく対応の徹底を要請するものです。

また、医療機関については、記の第二「医療機関における対応」においては、

・発熱や発疹を呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行うこと。
・麻しんを疑った場合には、特定感染症予防指針に基づき、臨床診断をした時点で、感染症法第 12 条の規定に基づき、まず臨床診断例として直ちに最寄りの保健所に届出を行うこと。
・診断においては、血清ＩｇM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、地方衛生研究所等でのウイルス学的検査の実施のため、保健所の求めに応じて検体を提出すること。
※なお、血清ＩｇM抗体は、他の疾患で交差的に陽性となることがあるため、必ずウイルス遺伝子検査を実施する必要があること。
・医療従事者の麻しん含有ワクチン接種歴（２回以上の接種）を確認していることが望ましいこと。
・麻しんの感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること。

を示しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等へのご周知につきご高配を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

事　務　連　絡
令和８年 11 月 17 日

公益社団法人　日本医師会　御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

麻しん患者発生時の疫学調査や検査結果の共有等についての協力依頼
に関する案内等について

平素より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく感染症の発生動向の把握等に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般の諸外国における麻しんの報告数増加に鑑み、下記のとおり、「麻しん患者発生時の疫学調査や検査結果の共有等についての協力依頼」を発出することといたしましたので、送付資料の内容について御了知の上、貴会会員へ幅広く周知し、都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）と必要に応じて連携頂くようお願いします。

（送付資料）
○　麻しん患者発生時の疫学調査や検査結果の共有等についての協力依頼
（令和８年 11 月 13 日付け事務連絡）

事　務　連　絡
令和８年 11 月 13 日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

麻しん患者発生時の疫学調査や検査結果の共有等についての協力依頼

我が国では、本年に入り麻しん患者の報告数の増加が認められ、新型コロナウイルス感染症流行以降、最多の累計報告数が確認されています。また、国外からの輸入事例については、インドネシアをはじめとする諸外国を推定感染地域とする事例が確認されています。
第 17 週（令和８年４月 20 日～４月 26 日）以降、患者報告数は減少しているものの、諸外国における麻しん患者の報告数の増加は継続しており、引き続き、国内の患者数の増加も懸念されます。

これらの状況を踏まえ、貴自治体におかれては、下記のとおり、管内の保健所及び医療機関等や海外渡航者に対し、注意喚起を行っていただくとともに、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号。以下「特定感染症予防指針」という。）に基づく対応の徹底をお願いいたします。

特に、麻しん発生時には、積極的疫学調査を実施し感染源及び感染経路の把握に努めていただくことが、より正確な接触者の特定による感染予防及びまん延防止のために重要です。また、感染源の特定や症例間の関連性の評価に重要であるウイルス遺伝子検査の実施及び検査結果の入力について、改めてご協力をお願いいたします。

また、「麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」（令和８年２月 13 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課及び予防接種課連名事務連絡）にてご協力を依頼しておりました、麻しんの臨床診断例などの疑い例及び検査診断例の発生届受理時における、厚生労働省及び国立健康危機管理研究機構（以下「ＪＩＨＳ」という。）への当該事務連絡に基づく電子メールによる個別の一報については、本事務連絡の発出をもって終了します。なお、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会に発出していることを申し添えます。
引き続き麻しんの発生時の確実な対応に努めていただきますようお願いいたします。

記

第一　自治体における対応

１　積極的疫学調査や検査の徹底を含め、特定感染症予防指針に基づく対応の徹底を行うこと。

日頃より、麻しん発生時には、自治体において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 15 条に基づく積極的疫学調査を実施し、接触者が判明した場合には接触者調査及び感染源の調査を実施いただいているところである。

ＪＩＨＳにおいては、自治体からの情報をもとに、状況の分析を行ってきており、特にまん延防止の観点から今後の麻しん患者発生時の積極的疫学調査において、接触者調査のみならず、感染源調査にも引き続きご協力いただくとともに、国又はＪＩＨＳから個別に追加の情報提供を依頼した場合には、可能な範囲でご協力いただきたい。

（参考）世界保健機関（ＷＨＯ）西太平洋地域事務局(ＷＰＲＯ)において毎年開催されているＷＨＯ西太平洋地域麻しん風しん排除認定委員会（Regional Verification Commission for Measles and Rubella Elimination in the Western Pacific：以下「ＲＶＣ」という）では、我が国における麻しん排除状態の維持に向けた課題として、感染源が特定されていない症例の割合が高いことが指摘されている。また、全ての確定症例について感染源及び感染経路の特定を強化し、感染源不明症例の減少を図ることが推奨されている。

２　保健所においては、「保健所における麻しん対策・対応ガイドライン」を参考に、積極的疫学調査を実施すること。

３　臨床診断例については、特定感染症予防指針に基づき、地方衛生研究所等において、全例に対して核酸増幅法検査による確定検査を行うとともに、検査の結果、麻しんウイルスが検出された場合は、可能な限り、地方衛生研究所等において麻しんウイルスのゲノム配列解析を実施し国に報告すること。またＪＩＨＳから、詳細な遺伝子解析を目的として検体分与の依頼を受けた際はそれらの提供に協力していただきたい。

なお、ゲノム配列解析は、感染源の特定や症例間の関連性の評価において重要であり、ＲＶＣにおいても、分子疫学情報と疫学情報の統合の強化が推奨されているところである。このため、解析結果については、遅くとも解析結果判明日から２週間以内を目安として結果の入力にご協力いただきたい。

４　患者の行動歴等から広域にわたる麻しん事例の発生が危惧される又は実際に発生がみられる時には、国や自治体間の連携が非常に重要となることから、そのような事案の発生時においてはＪＩＨＳへの疫学調査支援の要請を積極的に検

討すること。
（連絡先）国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所 応用疫学研究センター
Email: outbreak@nih.go.jp

5　都道府県知事等は、積極的疫学調査の結果、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合には、感染症法第15条第14項の規定に基づき、当該調査の結果を当該他の都道府県知事等に通報すること。

6　麻しんの予防接種は、麻しんの感染予防に最も有効な手段であるところ、令和７年度の接種実績は、自治体によっては、特定感染症予防指針に定める接種率目標(95%)を下回っている。このため、各自治体におかれては、接種率目標(95%)に到達するよう、引き続き、積極的な接種勧奨に取り組むこと。
また、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの定期接種の確実な実施に係る対応について、「麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨並びに麻しん及び風しんの任意接種に関する案内等について（依頼)」（令和８年３月31日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課及び予防接種課連名事務連絡）等において示しているため、参考にすること。

第二　医療機関における対応
1　発熱や発疹を呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行うこと。

2　麻しんを疑った場合には、特定感染症予防指針に基づき、臨床診断をした時点で、感染症法第12条の規定に基づき、まず臨床診断例として直ちに最寄りの保健所に届出を行うこと。

3　診断においては、血清ＩｇM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、地方衛生研究所等でのウイルス学的検査（※）の実施のため、保健所の求めに応じて検体を提出すること。
（※）血清ＩｇM抗体は、他の疾患でも交差的に陽性となることがあることから、必ずウイルス遺伝子検査を実施する必要がある。また、麻しんの疫学調査において、ウイルスのゲノム配列は極めて重要であることから、保健所は、感染症法第15条の規定に基づき、医療機関に対し、検体の提出を求めることがある。

4　医療従事者の麻しん含有ワクチン接種歴（２回以上の接種）を確認していることが望ましい。

５　麻しんの感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること。

第三　海外渡航者への注意喚起

海外渡航の予定がある者に対して、次の２点について注意喚起を行うこと。

１　海外渡航前の注意事項

・ ウェブサイト等を参考に、渡航先の麻しんの流行状況を確認すること。
・ 母子保健手帳などを確認し、過去の麻しんに対する予防接種歴、り患歴を確認すること。
・ 過去定期接種を実施した記録がない場合は、渡航前に予防接種を受けることを検討すること。
・ 麻しんのり患歴やワクチン接種歴が不明な場合は、自治体等が実施する抗体検査を受けることを検討すること。

２　麻しんの流行がみられる地域に渡航後の注意事項

・ 渡航後、帰国後２週間程度は麻しん発症の可能性も考慮して健康状態に注意すること。
・ 発熱や咳そう、鼻水、眼の充血、全身の発しん等の症状が見られた場合は、医療機関を受診すること。また受診時には、医療機関に対して事前に、麻しんの流行がみられる地域に渡航していたことや、麻しんの可能性について伝達すること。
・ 医療機関を受診する際には、医療機関の指示に従うとともに、可能な限り公共交通機関を用いることなく受診すること。

第四　関係資料

・ 麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001713690.pdf
・ 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの今後の供給見通し等について（令和６年 12 月 12 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課及び感染症対策課連名事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/001352011.pdf
・ 麻しんについて（厚生労働省）
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html
・ MR ワクチン（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/mr/index.html
・ 麻しん風しん予防接種の実施状況
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html

・ 麻しんの予防接種に関する啓発チラシ（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/keihatsu_tool/index.html
・ 海外渡航者への麻しんの注意喚起（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/content/001509124.pdf
https://www.mhlw.go.jp/content/001509133.pdf
・ 麻しん対策・ガイドラインなど（国立健康危機管理研究機構）
https://id-info.jihs.go.jp/manuals/guidelines/measles/index.html
・ 保健所における麻しん対策・対応ガイドライン第３．１版（国立健康危機管理研究機構）
https://id-info.jihs.go.jp/manuals/guidelines/measles/guideline-phc03.1-20260508.pdf

以上